

命を地域で守る



災害時に地域で取り組む助け合い

●なぜ災害対策基本法が改正されたのか？

東日本大震災において被災者全体の死者数のうち65歳以上の高齢者の死者数が約6割を占め、また、障がい者の死亡率は被災住民全体の約2倍に上りました。さらに、消防職員、消防団員の死者・行方不明者は281名、民生委員の死者・行方不明者は56名に上るなど、多数の支援者も犠牲となりました。この原因の1つとして、支援者が支援が必要な人を把握できていなかったことが考えられています。

これを教訓として踏まえ、平成25年6月に災害対策基本法の一部改正が行われました。この改正において、避難行動要支援者名簿を作成し、より実効性のある避難支援がなされるよう個別計画の策定が義務付けられました。

鞍手町においては、平成27年3月31日までに名簿の作成を行い、避難行動要支援者の個別計画の策定を実施することにしました。これは、災害発生時に住民の命を守る大事な事業です。みなさんのご理解とご協力をお願いします。

●避難行動要支援者とは？

今回の法改正の要支援者とは、次の3つに区分されます。

- ①災害時に自ら避難することが著しく困難である人
- ②避難途中で障がい等を負い、避難支援が必要となった人
- ③避難後に避難所等での生活に支援が必要となった人

以上の3つのうち、今回の名簿作成は①に該当する人の名簿作成となります。避難行動要支援者の災害時の犠牲を抑えるためには、事前の準備を進め、避難支援等を行うことが必要となります。

●なぜ名簿の作成が必要なの？

名簿の作成は、災害が発生した時に、自ら避難することが困難な要支援者を事前に把握し、地域で避難誘導や支援を行うためのものです。また、平常時から見守り活動にも活用できます。

この名簿対象者は、自主防災組織等（各区）と町で抽出します。

●町における避難行動要支援者名簿の対象区分

名簿の対象者は次の5つに区分される人を対象者とします。

- ①要介護認定を受けている人（要介護3以上）
- ②身体障害者1・2級（総合等級）の人で第1種を所持する身体に障がいのある人
（心臓、じん臓機能障害のみで該当する人は除く）
- ③療育手帳Aを所持する知的障がいのある人
- ④精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する人で単身世帯の人
- ⑤地域が支援の必要があるとする人

●名簿及び個別計画書作成に伴う記載事項

- ①氏名
- ②生年月日
- ③性別
- ④住所又は居所
- ⑤電話番号その他の連絡先
- ⑥避難支援等を必要とする理由
- ⑦①～⑥に定めるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項等

●なぜ同意が必要なの？

要支援者の抽出が出来たら、それを基に町の職員が要支援者一人ひとりに同意を求めにお伺いします。この同意の期間は、各区の抽出が終了した後に、自主防災組織の役員等（各区長等）と日程調整を行い、住民のみなさんには、回覧板等を通じお知らせいたします。

今回の避難行動要支援者の名簿は、平常時から行政機関（消防・警察）や民生委員等の関係者と情報を共有し、災害が発生した際には、その情報を基に要支援者の支援をおこなうもので、これは、今回の災害対策基本法の一部改正によるものとなっています。

情報を提供する際の個人情報については、災害対策基本法と個人情報保護法でしっかりと保護されます。

●個別計画の作成って何？

名簿の作成が終了し、同意を得た要支援者一人ひとりに対し、災害発生時において、どの程度の支援が必要となるのかを区分し、具体的な安否確認や誘導方法等の内容を整理し、個別計画書を作成します。

※個別計画書に支援者として名前が記載されても、避難支援者自身や家族などの安全が前提となるため、災害時の避難行動の支援が必ずされることを保証するものではありません。また、支援者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

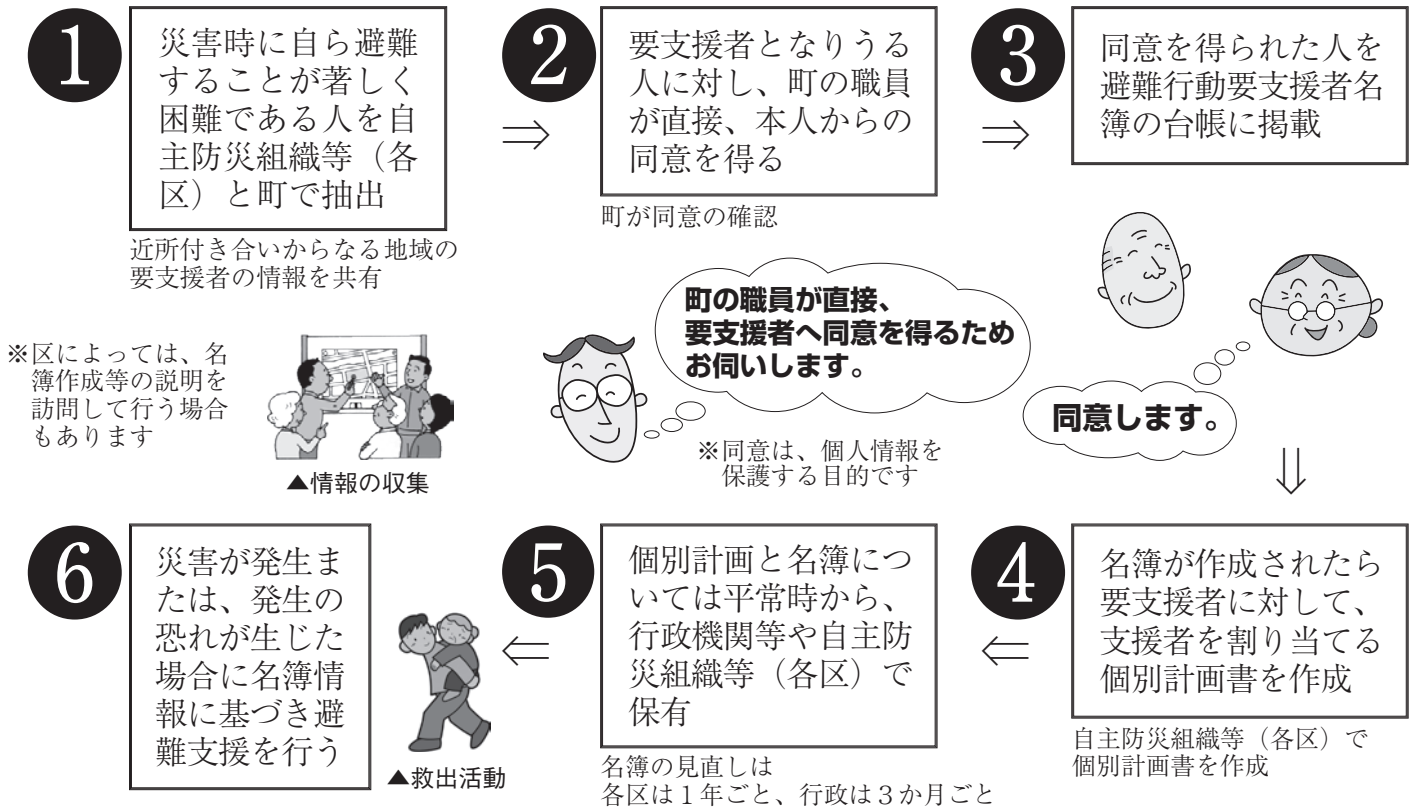
●支援者はどのような支援を行うの？

同意を得られた要支援者については、災害発生時の支援者（要支援者と避難行動を共にする人）の割り当てが必要となります。

名簿は平常時から警察、消防機関等に提供していますが、避難行動を行う際には自主防災組織等（各区）の支援が特に必要となります（行政機関は災害時には多岐にわたる防災行動を行う必要があります、また、人員に限りがあるため地域に派遣できない状況が考えられます）。

支援については、地域の実情にあった支援（共助）体制を確立し、要支援者の避難行動の「助け」を行っていただきたいと考えています。

●具体的な名簿作成等の手順は？



避難に関する 3 つの情報

災害の危険が迫って住民の避難が必要になった場合に、町は避難に関する情報を発令します。発令される情報は3つで、状況の深刻度に応じて出され、住民のみなさんは、各情報に応じた避難行動が求められます。

1 避難準備情報

人的被害の発生する危険性が高まった際に発令され、避難するのに時間がかかる高齢者・要援護者やその支援者は避難を始めます。また、通常の避難行動ができる人は、家族との連絡、非常時持出品の用意など避難の準備を始めます。

2 避難勧告

人的被害の発生する危険性が明らかに高まった状況の際に発令され、住民に対し、避難所等への避難を求めます。

3 避難指示

人的被害の発生する危険性が非常に高まった状況の際に発令され、住民に対し、避難所等への避難を強く求めるものです。

※要支援者が避難行動を起こすタイミングは、避難準備情報の段階です。